令　和　７　年　度

（２０２５年度）

高崎市健全化判断比率等の

審　　査　　意　　見　　書

高　崎　市　監　査　委　員

㊞

第１２９－１号
令和８年８月２４日

高崎市長　富　岡　賢　治　様

高崎市監査委員　南　雲　孝　志
同　市　川　克　弘
同　丸　山　和　久
同　根　岸　赴　夫

令和７年度高崎市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

令和７年度高崎市健全化判断比率等の審査意見書

第１　審査の基準

本審査は、高崎市監査基準（令和２年高崎市監査委員告示第３号）に準拠し実施した。

第２　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定による審査

第３　審査の期間

令和８年７月７日から８月７日まで

第４　審査の対象

１　健全化判断比率

（１）実質赤字比率

（２）連結実質赤字比率

（３）実質公債費比率

（４）将来負担比率

２　資金不足比率

３　審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第５　審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施した。

（１）健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令に準拠して適正に行われているか。

（２）算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているか。

第６　審査の実施内容

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第７　審査の結果

審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率の概況は、次表のとおりである。

【表１　健全化判断比率】

（単位：％）

比　率　名	７年度	６年度	比較増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	－	11.25	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	16.25	30.00
実質公債費比率	4.0	4.3	△0.3	25.0	35.0
将来負担比率	37.2	41.0	△3.8	350.0	

（注）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」表示は、それぞれ赤字額がないことを示している。

【表２　資金不足比率】

（単位：％）

会　計　名	７年度	６年度	比較増減	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
公共下水道事業会計	－	－	－	
牛伏ドリームセンター事業特別会計	－	－	－	
農業集落排水事業特別会計	－	－	－	

（注）　「－」表示は、資金不足額がないことを示している。

なお、各比率の状況については、次に記述するとおりである。

１　健全化判断比率の状況

令和７年度一般会計及び特別会計決算並びに公営企業会計決算に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

（１）実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の行政事務本体における赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

なお、当年度の実質収支が黒字のため、当該比率はない。

実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

【表３　実質赤字比率の状況】

（単位：千円）

区　分	７年度	６年度
実質赤字額・黒字額	△ 7,141,898	△ 5,989,380
標準財政規模	93,133,615	90,469,794
実質赤字比率	－	－

（注）　・「実質赤字額・黒字額」が正数の場合には実質赤字額を、負数の場合には実質黒字額を示す。

・「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

《算式》

$$\text{実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

なお、当年度全ての会計について、実質収支が黒字のため、また、資金不足が発生していないため、当該比率はない。

連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

【表４　連結実質赤字比率の状況】

（単位：千円）

区　分		７年度	６年度
一般会計等		△ 7,141,898	△ 5,989,380
国民健康保険事業		△ 347,780	△ 199,854
介護保険		△ 368,366	△ 491,454
後期高齢者医療		△ 67,798	△ 64,297
公営企業	水道事業	△ 6,987,838	△ 7,129,482
	公共下水道事業	△ 4,316,738	△ 4,880,754
	牛伏ドリームセンター事業	△ 34,081	△ 22,224
	農業集落排水事業	△ 1,340	△ 3,876
連結実質赤字額・黒字額		△ 19,265,839	△ 18,781,321
標準財政規模		93,133,615	90,469,794
連結実質赤字比率		－	－

（注）・各会計の数値が正数の場合には実質赤字額又は資金不足額を、負数の場合には実質黒字額又は資金剰余額を示す。また、各会計の合計である「連結実質赤字額・黒字額」も同様である。

・「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

《算式》

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものである。

当年度の当該比率は 4.0％であり、前年度に比べ 0.3 ポイント低下し、早期健全化基準の 25.0％を大きく下回っている。

実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

【表５　実質公債費比率の状況】

（単位：千円、％）

区　分		５年度	６年度	７年度
元利償還金	A	14,145,435	13,877,895	13,732,415
準元利償還金	B	1,719,493	1,500,399	1,296,051
特定財源	C	1,839,573	1,916,087	2,160,908
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	D	10,677,899	10,074,397	9,746,659
標準財政規模	E	88,304,953	90,469,794	93,133,615
単年度実質公債費比率		4.31223	4.21393	3.74267
実質公債費比率		4.2	4.3	4.0

（注）「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

《算式》

$$\text{実質公債費比率(\%)（過去３年間の平均）} = \frac{\text{(地方債の元利償還金(A)＋準元利償還金(B))} - \text{(特定財源(C)＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D))}}{\text{標準財政規模(E)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}} \times 100$$

（４）将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務の大きさを指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

なお、将来の財政悪化の可能性の程度を表す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。

当年度の当該比率は 37.2％であり、前年度に比べ 3.8 ポイント低下し、早期健全化基準の 350.0％を大きく下回っている。

将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

【表６　将来負担比率の状況】

（単位：千円、％）

区　分		７年度	６年度
将来負担額	A	166,589,424	176,969,053
充当可能基金額	B	19,763,955	18,804,765
充当可能特定歳入	C	13,482,701	15,343,481
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	D	102,267,111	109,812,148
標準財政規模	E	93,133,615	90,469,794
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	F	9,746,659	10,074,397
将来負担比率		37.2	41.0

（注）「標準財政規模」は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

《算式》

$$将来負担比率(\%) = \frac{将来負担額(A) - (充当可能基金額(B) + 充当可能特定歳入(C) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(D))}{標準財政規模(E) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(F)} \times 100$$

2　資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計における資金不足を事業規模である営業収益または営業収益に相当する収入と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

なお、当年度全ての公営企業会計において資金不足が発生していないため、当該比率はない。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

【表７　資金不足比率の状況】

（単位：千円）

区　分		７年度	６年度
水　道　事　業	資金不足額・剰余額	△6,987,838	△7,129,482
	事業の規模	5,963,053	6,016,014
	資金不足比率	－	－
公共下水道事業	資金不足額・剰余額	△4,316,738	△4,880,754
	事業の規模	4,841,047	4,842,999
	資金不足比率	－	－
牛伏ドリームセンター事業	資金不足額・剰余額	△34,081	△22,224
	事業の規模	46,621	48,547
	資金不足比率	－	－
農　業　集　落排　水　事　業	資金不足額・剰余額	△1,340	△3,876
	事業の規模	28,489	29,277
	資金不足比率	－	－

（注）「資金不足額・剰余額」が正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剰余額を示す。

《算式》

$$資金不足比率(\%) = \frac{資金の不足額}{事業の規模} \times 100$$

第８　審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については､財政の早期健全化及び公営企業の経営健全化の対象となる基準を下回っており、良好な状態であると認められる。

今後も引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。